

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 御中

社団法人 日本民間放送連盟  
会長 日枝 久  
〒102-8577  
東京都千代田区紀尾井町3-23  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

平成16年8月  
(社)日本民間放送連盟

### 「電波有効利用政策研究会」最終報告書案に対する意見

「電波有効利用政策研究会」が今回示した最終報告書案は、電波の経済的価値を反映した使用料概念の導入、電波利用料の使途拡大、国・地方公共団体および免許不要局からの電波利用料徴収の適否を中心に、電波利用料制度の見直しについての基本的考え方を議論し、その論点を整理したものと理解するが、今後の電波利用料制度見直しの具体的な検討にあたって、次のとおり要望する。

- ・ すべての無線局免許人が電波利用共益費用を原則均等に負担する現行の電波利用料制度を基本的に維持すべきであるが、現行制度の考え方方に加え、電波の経済的価値を反映した使用料概念の導入を検討する場合には、新たな電波利用料制度への円滑な移行とその定着を図るため、既存の無線局免許人に過度の電波利用料負担を強いることのないようすべきである。

特に、放送事業者は、放送のデジタル化や放送事業用無線のデジタル化・ナロー化等を推進し、電波の有効利用に努めるとともに、これらの無線局を一体的に運用する放送を通して、民主主義社会の維持・発展、公共の福祉の増進、文化の向上等に資するため、国民の知る権利に奉仕し、国民生活に必要不可欠な情報等を提供している。こうした放送事業を支える無線局の電波利用料額の具体的な検討にあたっては、放送事業の社会的責任の重さと公共性の高さについて十分に勘案すべきである。

- ・ 電波有効利用のための研究開発や電波利用のデジタルディバイド解消に向けた施策は、原則として一般財源で賄うべきであるが、そうした施策の財源として、使用料概念を導入した電波利用料の活用を検討する場合には、現行制度と同様、電波利用料の使途を法律に限定列挙するとともに、電波利用料の徴収総額の上限および料額を法律に明示すべきである。さらに、使用料概念を導入した電波利用料を財源とした施策の効率化・適正化を図るため、一定の期間ごとに施策の有効性を検証する仕組みを設けるべきである。
- ・ 行政は、最終報告書を踏まえ、電波利用料制度の見直しに必要な電波法改正案を次期通常国会に提出する方針であり、今後、法案の検討過程で電波利用料の料額算定方法等を具体化するものと考えているが、その段階においても既存の無線局免許人をはじめ、関係者の意見を十分に聞いたうえで、慎重に検討すべきである。

以上